

Q 個人事業税の納税通知書が届いたのですが、税額はどのように決まるのですか。

(1) 所得税の確定申告書をもとに、県が税額を決定します。

< 具体例 >

○ 喫茶店(第一種事業・税率 5%)を営む A さん(青色申告者)の場合

- ・ 確定申告書「事業所得」欄① 4,250,000 円
- ・ 青色申告特別控除② 650,000 円
- ・ 事業主控除③ 2,900,000 円

< 税額の計算 >

$$\begin{aligned} & (\textcircled{1}4,250,000 \text{ 円} + \textcircled{2}650,000 \text{ 円} [\text{注 1}] - \textcircled{3}2,900,000 \text{ 円}) = 2,000,000 \text{ 円 (課税標準額)} \\ & 2,000,000 \text{ 円} \times \text{税率 } 5\% = 100,000 \text{ 円} \quad \text{税額 } 100,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

[注 1] 個人事業税では、青色申告特別控除の適用がないので、青色申告特別控除分を事業所得に算入します。

(2) 確定申告書の内容のみで税額を決定しえない場合は、調査により税額を決定します。

< 社会保険診療を行っている場合の例 >

医師等の社会保険診療に係る所得には、個人事業税が課されません。所得税の確定申告書の「事業所得」金額から社会保険診療に係る所得金額を控除して、課税標準額を決定します。

○ 個人で医院(第三種事業、税率 5%)を営む B さんの場合

- ・ 収入金額① 20,000,000 円
 - うち社会保険診療に係る収入② 5,000,000 円
 - うち社会保険診療以外の収入③ 15,000,000 円
- ・ 確定申告「事業所得」欄④ 6,000,000 円
- ・ 青色申告特別控除額⑤ 650,000 円
- ・ 事業主控除⑥ 2,900,000 円
- ・ 経費総額⑦ 13,350,000 円
- ・ 租税特別措置法第 26 条の適用 なし

< 税額の計算 >

$$\textcircled{2}5,000,000 \text{ 円} - (\textcircled{7}13,350,000 \text{ 円} \times \textcircled{2}5,000,000 \text{ 円} \div \textcircled{1}20,000,000 \text{ 円}) [\text{注 1}] = 1,662,500 \text{ 円} \textcircled{8}$$

(非課税所得金額)

$$\textcircled{4}6,000,000 \text{ 円} + \textcircled{5}650,000 \text{ 円} - \textcircled{8}1,662,500 \text{ 円} - \textcircled{6}2,900,000 \text{ 円} = 2,087,000 \text{ 円 (課税標準額)}$$

(千円未満切り捨て)

$$2,087,000 \text{ 円} \times \text{税率 } 5\% = 104,350 \text{ 円} \quad \text{税額 } 104,300 \text{ 円}$$

(百円未満切り捨て)

[注 1] 租税特別措置法第 26 条適用者については、社会保険診療に係る経費を決算書付表により算出した額とします。

<複数の事業を併せ行っている例>

複数の事業を併せ行っている際は、事業の種類ごとに課税標準額を決定します。

○不動産貸付業（第一種事業、税率5%）とマッサージ業（第三種事業、税率3%）の異なる事業を併せて行っているCさんの場合

- ・不動産所得①・・・・・・・・・・6,000,000円
- ・マッサージ業所得②・・・・・・・・・・2,000,000円
- ・青色申告特別控除額③・・・・・・・・・・650,000円
- ・事業主控除④・・・・・・・・・・2,900,000円

<税額の計算>

$$\textcircled{1}+\textcircled{2}8,000,000\text{円}+\textcircled{3}650,000\text{円}-\textcircled{4}2,900,000\text{円}=5,750,000\text{円}\textcircled{5}$$

- ・不動産貸付業に係る税額

$$\textcircled{5}5,750,000\text{円}\times(\textcircled{1}6,000,000\text{円}+\textcircled{3}650,000\text{円})\div\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}8,650,000\text{円}=4,420,000\text{円}$$

(課税標準額)
(千円未満切り捨て)

$$4,420,000\text{円}\times\text{税率}5\%=221,000\text{円}$$

(百円未満切り捨て)

- ・マッサージ業所得に係る税額

$$\textcircled{5}5,750,000\text{円}\times(\textcircled{2}2,000,000\text{円}\div\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}8,650,000\text{円})=1,329,000\text{円(課税標準額)}$$

(千円未満切り捨て)

$$1,329,000\text{円}\times\text{税率}3\%=39,800\text{円}$$

(百円未満切り捨て)

税額合計 260,800円